

# 水田活用直接支払交付金における交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われない農地については、原則として交付対象外となります。

※災害復旧や基盤整備事業等の対象で、水稻の作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象から除外されません。

※一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

## 5年間に一度の水張りとは？

5年間に一度の水張りは、水稻を作付けすることを基本としていますが、次の2点に該当する場合は水張りをおこなったものとみなします。

- ・ 1か月以上の期間、水稻作付けと同程度の湛水管理を行う
- ・ 連作障害による収量低下が発生していない



## 1か月以上の湛水管理を行う場合は事前に手続きが必要です！

水稻作付けによらず、1か月以上の湛水管理により水張りを行う場合は、事前に「水張り実施届出書」を市農業再生協議会へ提出してください。(詳細については別紙参照)

## 1か月以上の湛水管理を行う場合の留意事項

- ・ 降雨など、天水による湛水は認められません。
- ・ 水張りを行う具体的な時期の指定はありません。
- ・ 令和6年度に水張りを行って以降、令和7年度から令和11年度まで5年間、水張りを行わなかった農地については、令和12年度以降、交付対象水田とはなりません。
- ・ 連作障害による収量低下が発生した場合は、湛水管理を実施していても交付対象水田から除外される場合があります。